

蕨市立南小学校いじめ防止基本方針

蕨市立南小学校

はじめに

本校では、いじめは絶対に許さないという強い理念の基、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んできた。

今後も「蕨市いじめのない学校づくり宣言」及び「蕨市いじめのない明るい学校づくり会議」を受け、校区内の第一中学校とも連携しつつ、いじめ問題の克服に向けて取り組めるよう、いじめ防止推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 目的

この方針は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 定義

- (1) この方針において「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - (注1) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級など当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
 - (注2) 「物理的な攻撃」とは、身体的攻撃のほか金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
 - (注3) けんか等をのぞく。
(平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)
- (2) この方針において「学校」とは、蕨市立南小学校をいう。
- (3) この方針において「児童」とは、蕨市立南小学校に在籍する児童をいう。
- (4) この方針において「保護者」とは、児童に対し親権を行う者をいう。
- (5) この方針において「教職員」とは、学校に在籍する教職員をいう。
- (6) この方針において「教育委員会」とは、蕨市教育委員会をいう。

3 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したり、一人で抱え込んだりしないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、周辺地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

5 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

6 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうることであるということを踏まえ、教職員はすべての児童を対象にいじめの未然防止に取り組む。教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導方法に細心の注意を払い、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとする。

(1) いじめへの基本認識

教職員は、いじめには以下の特徴があることを認識し、絶えず児童のいじめの未然防止、早期発見に努める。

- ① 言葉によるいやがらせ・からかいからの拡大
- ② いじめとふざけの曖昧さ
- ③ 個人から集団への拡大
- ④ 長期化した場合の陰湿・悪質化
- ⑤ 場面の变化による立場の変化
- ⑥ 犯罪行為や不登校、自殺へのきっかけ
- ⑦ 教職員の言動や姿勢による誘発

(2) 教職員の言動、姿勢

教職員一人一人が児童に「いじめは絶対に許さない」という認識のもと、教育公務員としての自覚を常に持ち、職務を行う。

- ① 児童への受容的・共感的な態度
- ② 児童や保護者との信頼関係の構築
- ③ 愛情を持ち、だれとでも公平な態度
- ④ 個性を大切にした長所を伸ばす支援
- ⑤ いじめを許さないという毅然とした姿勢

(3) いじめへの危機意識

いじめはどの児童にも起こりうるという認識のもと、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に努める。

- ① 児童への組織的・継続的な観察
- ② 児童一人一人への「目配り・気配り・心配り」
- ③ 定期的なアンケートによる生活実態調査
- ④ 保護者、地域社会との連携

(4) わかる授業づくり

学業に課題がある児童は学校で主体的に生活に取り組む意欲を失いがちであり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つであることを認識する。

- ① 「すべての児童が参加・活躍できる授業」
- ② 基礎的・基本的事項の徹底習得
- ③ 学習意欲を高める工夫
- ④ 少人数担当教員を活用した個別指導の充実
- ⑤ 課題解決学習を取り入れた個を生かす活動の場の設定
- ⑥ 言語活動を軸とした思考場面の設定
- ⑦ 授業評価アンケート等の実施
- ⑧ 授業規律の徹底

(5) 学級集団づくり

児童は学校生活の大部分を学級で過ごすことから、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめをゆるさない学級づくりに取り組む。

- ① 話し合い活動、学級会活動の充実
- ② 居場所づくり、絆づくり
- ③ 自分のよさや自分との違いのよさへの気づき
- ④ 教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成
- ⑤ 他者と調和的に生きていくための社会的能力の育成

(6) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

児童同士が互いを認め合い、高め合う機会を設けることで、いじめが生まれにくい環境をつくる。

- ① 豊かな体験活動
- ② 6年間を見通した体系的・計画的な活動の実施

(7) 児童会活動の充実

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援し、学校全体でいじめ根絶の意識を高めるとともに、いじめのない学校を作ろうとする児童の心を育てる。

- ① 学校行事の主体的な運営
- ② 委員会活動の充実
- ③ 蕨市いじめ防止月間（11月）による取り組み（いじめ防止の啓発）

(8) 人権学習、道徳教育の推進

児童に豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を育てる。また発達段階に応じ、いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る。

- ① 一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ② 「いじめ」の本質や構造の理解
- ③ いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権教育の充実

7 いじめ防止のための措置

いじめを防止するため、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を行う。

- ① 埼玉県生徒指導資料「I's 2019」を用いた教職員研修（夏季1回）
- ② 非行防止教室（年1回）
- ③ 児童及びその保護者並びに当該学校職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・ 蕨市教育センターの統括教育相談員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー。
 - ・ さわやか相談室の活用。

8 いじめの早期発見のための措置

(1) 児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制及び相談期間を整備する。

(2) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

(3) 第1項の調査及び第2項の相談の結果については、教育委員会に報告するとともに、指導助言のもと、適切な措置を行う。

教職員による観察

- ・ 朝のあいさつ活動
- ・ 出席をとるときの声、表情
- ・ 授業での様子
- ・ 健康観察、保健室等での様子
- ・ 給食、清掃での様子

個人面談の実施

教育相談日の設定

「学校生活アンケート」等によるいじめの実態把握

- ・ 児童からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ・ アンケートは5年間保管する。

定期的な授業公開、学級懇談会等の実施

- ・ 授業参観（年数回）
- ・ 学級懇談（毎学期）
- ・ 心の観劇（年1回）

9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

- ① 児童及び保護者対象「ネット安全教室」（年1回）
- ② 総合的な学習の時間（情報領域）における情報モラル教育（「蕨市ケータイ・スマホルール」の啓発等）

10 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) 生徒指導委員会
校長、教頭、主幹（教務主任）、生徒指導主任、各学年担当職員等
- (2) 学校サポートチーム（適時的）
生徒指導委員会担当、教育相談担当、養護教諭、当該事案の関係職員、関係機関職員等、地域運営協議会委員等地域人材、蕨市教育委員会担当指導主事

11 いじめに対する措置

- (1) 保護者は、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。ささいな兆候や懸念、児童からの実態を抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談をする。
- (2) 通報を受けたとき、若しくは児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
 - ① 担任を中心とした聞き取り・調査
 - ② 学年組織による聞き取り・調査
 - ③ 生徒指導委員会組織（養護教諭含む）による聞き取り・調査
 - ④ 関係児童、保護者への記述調査
 - ⑤ 関係機関連携の上の調査
- (3) 前項の規定による事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - ① 生徒指導委員会を中心とした対応策の策定
 - ・情報の集約 ・ ・ ・ 聞き取り等により集まった情報の集約。
 - ・情報の精査 ・ ・ ・ 情報の整理と事実の確認。
 - ・調査結果のまとめ ・ ・ ・ 調査結果のまとめをし、課題を明確化する。
 - ・対応策の検討 ・ ・ ・ 組織を活用した対応策の検討。
 - ・職員への周知 ・ ・ ・ 組織的な生徒指導にむけ、分担等の実施。

- ② 各組織での対応
 - ・見回り活動の強化・・・当該児童から目を離さない体制の確立。
 - ・個別相談・・・心のケアの充実及び事実の整理。
 - ・保護者への説明、支援
 - ・・・結果を保護者に説明し、支援や指導方針を伝える。
 - ・児童の指導・・・児童への計画的、継続的な指導を実施する。
 - ③ 地域力の活用
 - ・地域人材活用し、十分な支援と見届けを行う。
民生委員・児童委員・地域運営協議会委員・PTA組織等
- (4) 前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童、またはその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・取り出し授業等・・・緊急的な対応のための取り出し授業等。
 - ・複数担任体制の導入・・・重大事案については、複数担任制等により、状況の即時改善を図る。
 - ・状況改善に最適な教育課程の変更
 - ・・・重大事案については、限られた人員での最適な対処のために、教育課程を弾力化し、最大の効果が得られるよう取り組む。
- (5) 教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ① 学校が事実を正確に把握し、事実に基づく客観的な説明を行うことで、保護者が情報を整理し、受け入れやすいよう配慮する。
 - ・校内組織としての状況の結論付け
 - ・校内組織としての保護者への報告
 - ・児童間の課題の解消
 - ・相互の話し合いの場を学校が設定
 - ② 児童の健全育成の視点に基づく具体的な対応策の提示
 - ・解決策
 - ・再発防止策
 - ・見届けの方法
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは蕨警察署と連携してこれに対処するものとし、学校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに蕨警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。
- (7) いじめが解消するまで対応していく必要がある。また、解消しても定期的に見届けを行う必要がある。なお、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの条件を満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、よい長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じてないかどうかを面談等に確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

1.2 校長及び教員による懲戒

校長は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

1.3 学校による対処

(1) 次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会の指導の下、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

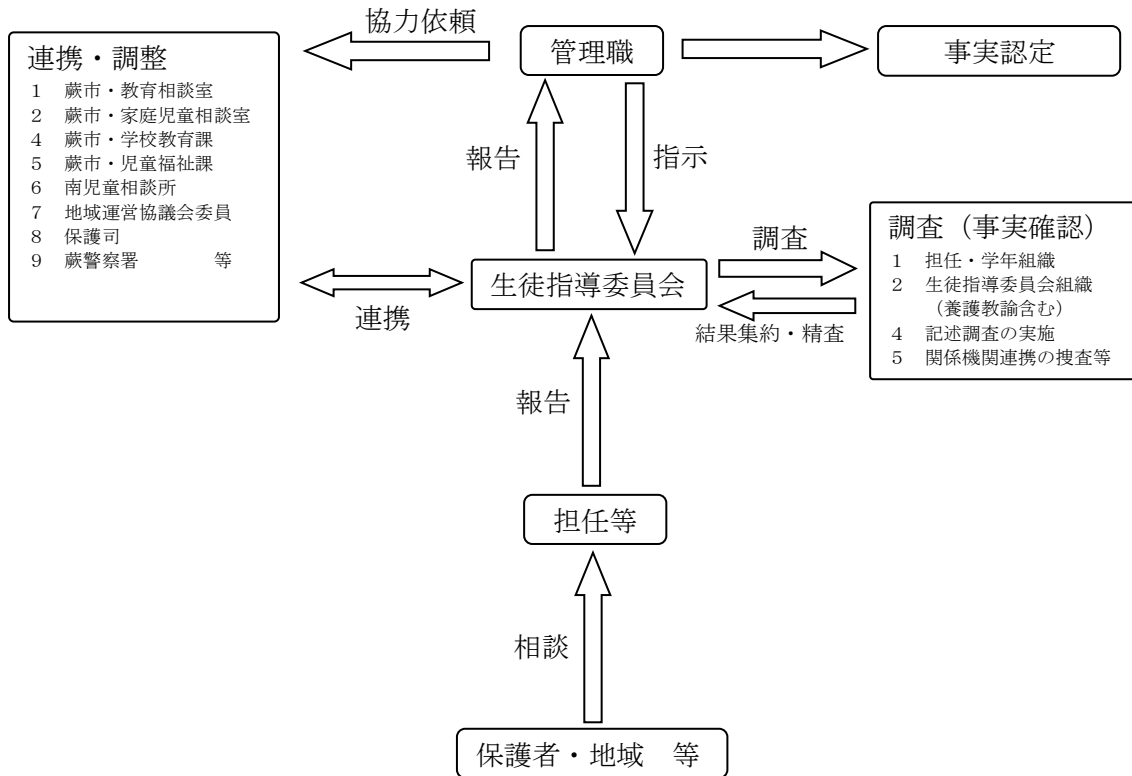
(2) 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

1.4 いじめ防止基本方針の見直し

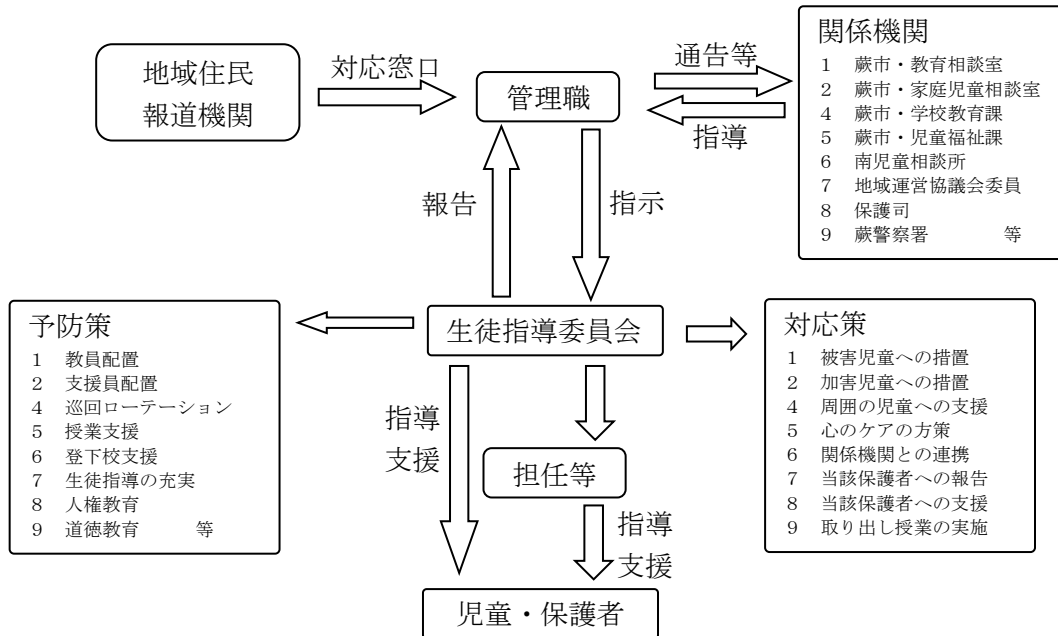
実情に即して適切に機能しているかを組織的に点検し、必要に応じて見直していくものとする。

(別紙)

1 いじめが疑われる事案が発生した場合の学校の対応基準



2 いじめを認知した場合の学校の対応基準



3 重大事案発生時の学校の対応基準

